

第 127 号 ( 令和 5 年 2 月 24 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 5
- △ 金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 19

**[告示]**

- △ 令和 4 年度横浜市一般会計補正予算 ( 第 8 号 ) ほか 20 件の要領公表【財政局財政課】 20
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続 ( 工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係 )【財政局契約第一課】 21
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 29
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 30
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 32
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 34
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 ( 精神通院医療 ) の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 39
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 ( 精神通院医療 ) の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 40
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 41
- △ 同 【港湾局港湾管財課】 42
- △ 横浜市港湾施設条例第 30 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 43

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 44
- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 46
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 47
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 48
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 49
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 50
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 51

△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	52
△ 同【建築局調整区域課】	53
△ 同【建築局調整区域課】	54
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	58
△ 同【建築局建築指導課】	59
△ 横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局政策調整課】	60
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	62
△ 同【南区地域振興課】	63
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】	64
[水道局]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	65
[交通局]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】	66
[医療局病院経営本部]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	67
[教育委員会]	
△ 職員の懲戒処分【北部学校教育事務所教育総務課】	68
△ 同【教職員人事課】	69
[区選挙管理委員会]	
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【鶴見区】	70
△ 同【神奈川区】	71
△ 同【西区】	72
△ 同【中区】	73
△ 同【南区】	74
△ 同【港南区】	75
△ 同【保土ヶ谷区】	76
△ 同【旭区】	77
△ 同【磯子区】	78
△ 同【金沢区】	79
△ 同【港北区】	80
△ 同【緑区】	81
△ 同【青葉区】	82
△ 同【都筑区】	83
△ 同【戸塚区】	84
△ 同【栄区】	85
△ 同【泉区】	86
△ 同【瀬谷区】	87
[監査委員]	

△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	88
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	89

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第11号

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年1月横浜市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5（別表第9に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ」を削り、同条第3項第1号中「指定施設以外の一般都市施設にあつては別表第2に、指定施設にあつては別表第5に定める基準に適合しなくなつたとき又は」を削る。

別表第1の2の2の項(1)ア(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を

「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に改め、同項(2)イ(ア)a中「、別表第1の4の2の項(2)エ(ア)a」を「並びに別表第1の4の2の項(2)オ(ア)a」に改め、同項(2)中「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に改め、同表の3の項(2)を次のように改める。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならな

い。

ア 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

イ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

別表第1の2の5の項中

「(1) 幅は、140センチメートル以上とすること。」

を

「(1) 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

(2) 幅は、140センチメートル以上とすること。」

に、「(2)」を「(3)」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に改め、同項(4)ケ中「遊技場」の次に「(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設を除く。)」を加え、同項中「(5)」を「(6)」に改め、同表の8の項を次のように改める。

<p>8 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第6号に規定するものを除く。以下この項、別表第1の3の4の項、別表第1の4の8の項及び別表第5の8の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。)の籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p>
------------------------	--

	<p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあつては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(4) エレベーターを新設する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p>
--	---

別表第1の2の9の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。

別表第1の2の9の項(1)カに次のただし書を加える。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第1の2の11の項中

「(2) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。」

を  
「(2) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。」

(3) 令第15条第2項第1号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。」

に改める。

別表第1の3の4の項中

「(2) 新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

は、この限りでない。」

を  
「(2) 籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(3) エレベーターを新設する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあつては、令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。」

に改める。

別表第 1 の 4 の 1 の項(1)イ中「除く。」の次に「別表第 5 の 11 の項を除き、」を加え、同表の 2 の項(1)イ(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を

「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同表の 3 の項(2)中

「ウ 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

エ 水平な場所に設けること。

オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

を

「ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとするところ。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとするところ。

(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

に改め、同表の5の項(2)中

「ア 幅は、140センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に改め、同表の8の項(1)イに次のただし書を加える。

ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）の籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

別表第1の4の8の項(1)オ中「籠内」の次に「の左右両面の側板」を加え、同項(1)ケ中「新築をする」を「エレベーターを新設する」に改め、同項(1)ケただし書中「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである」を「視覚障害者の利用上支障がないものとして同号りただし書の規定により国土交通大臣が定める」に改め、同表の9の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。

別表第1の4の9の項(1)カに次のただし書を加える。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器



のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第 1 の 4 備考 3 及び 4 中「2 の項(2)イ、ウ及びエ(ウ)」を「2 の項(2)ウ、エ及びオ(ウ)」に、「5 の項(2)イ及びウ」を「5 の項(2)ウ及びエ」に改める。

別表第 3 の 3 の項(1)中「視覚障害者誘導用ブロック」の次に「(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第 5 の 1 の項(1)オ中「5 の項(2)カただし書」を「5 の項(2)キただし書」に改め、同項(1)カ中「5 の項(2)キただし書」を「5 の項(2)クただし書」に改め、同表の 2 の項(1)イ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(1)ウ(ア)中

「b 手すりの高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

c 握りやすい形状とすること。

d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。」

を

「b 握りやすい形状とすること。

c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。

f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下とすること。」

に改め、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に改め、同表の 3 の項(2)中

「イ 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

ウ 1 の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

エ 水平な場所に設けること。

オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

を  
「イ 1 の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

エ 機械式駐車場以外の駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア) 奥行きは、600 センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が 100 を超える場合における 2 台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを 500 センチメートル以上とすることができる。

(イ) 水平な場所に設けること。

(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。」

に改め、同表の 5 の項(1)イ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(2)中

「ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。」  
を

「ア 表面は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ 幅は、140 センチメートル以上とすること。」

に、「イ」を「ウ」に、「ウ」を「エ」に、「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に改め、同表の 6 の項(1)オ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同項(2)から(4)までの規定中「建築物の」を「経路が確保されている」に改め、同表の 7 の項(1)エ中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同表の 8 の項(1)中「(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項(1)イただし書中「エレベーター」の次に「(当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分(非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。))の床面積の合計が 5,000 平方メートル以下である場合を除く。）」を加え、同項(1)オ中「籠内」の次に「の左右両面の側板」を加え、同表の 9 の項(1)ウに次のただし書を加える。

ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでな

い。

別表第 5 の 9 の 項 (1) エ (ア) を 次の よう に 改 め る。

(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。(イ)において同じ。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。

別表第 5 の 9 の 項 (1) エ (ウ) に 次の た だ し 書 を 加 え る。

ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。

別表第 5 の 9 の 項 (1) オ (エ) に 次の た だ し 書 を 加 え る。

ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

別表第 5 の 9 の 項 (1) カ に 次の た だ し 書 を 加 え る。

ただし、車椅子使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。

別表第 5 の 11 の 項 (2) ア (ア) 中 「車椅子使用者用便房」を「9 の 項 (2) ア (イ) から (キ) までに定める構造の車椅子使用者用便房」に改め、同表の 12 の 項 を 次の よう に 改 め る。

<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に 2 以上設けること。</p> <p>イ 出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路のうち 1 以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</p> <p>。</p> <p>(イ) 段又は勾配が 12 分の 1 を超える傾斜路を設けないこと。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者用の客席は、1 席当たり幅 90 センチメートル以上、奥行き 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち 1 以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。</p> <p>イ 段又は勾配が 12 分の 1 を超える傾斜路を設けないこと。</p>
------------------	--

	<p>ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
--	---

別表第 5 の 15 の項(1)及び(2)中「ために、」の次に「16 の項(1)に定める構造の」を加え、同表の 16 の項(1)イ中「色は」を「周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は」に改め、同表の 17 の項(1)中「その他これらに類する施設」を削り、「の 1 以上には」を「を設ける場合は、そのうち 1 以上は」に改め、同表備考 1 中「の規定」の次に「(別表第 11 において準用する場合を含む。)」を加え、同表備考 2 中「5 の項(2)ア」を「5 の項(2)イ」に改める。

別表第 9 の 1 の表備考 2 中「別表第 5 の 5 の項(2)カ及びキ」を「別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク」に改め、同表備考 10 中「(1)イ」の次に「及び(2)エ」を加え、同表備考 11 中「別表第 5 の 5 の項(2)ア」を「別表第 5 の 5 の項(2)イ」に改め、同表備考 12 中「、15 の項(300 平方メートル未満の施設に限る。)」を削り、「同項(2)エ」を「同項(2)オ」に改め、同表備考 13 及び 14 中「別表第 5 の 5 の項(2)カ及びキ」を「別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク」に改め、同表備考 16 中「別表第 5 の 8 の項(1)ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーター」を「別表第 5 の 8 の項(1)クに規定する整備基準は、エレベーターの籠の幅が 105 センチメートル以上で、かつ、後方を確認できる鏡」に改め、同表備考 17 を削り、同表備考中 18 を 17 とし、19 を 18 とし、20 を 19 とし、同表備考 21 中「備考 20(3)」を「備考 19(3)」に改め、同表備考 21 を同表備考 20 とし、同表備考中 22 を 21 とし、23 を 22 とし、24 を 23 とし、同表備考に次のように加える。

24 別表第 5 の 5 の項(2)キ及びク(別表第 11 の 5 の項において準用する場合を含む。)並びに 9 の項(3)(別表第 11 の 9 の項において準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、風営法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業を行う施設については適用しない。

25 別表第 1 1 建築物の部 34 の項に掲げる施設については、別表第 5 の 2 の項(1)ウ(ア) f (同表の 6 の項(1)アにおいて準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、適用しない。

別表第 11 を次のように改める。

別表第 11 (第 8 条第 1 項)

整備項目	表示板交付基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 別表第 5 の 1 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち 1 以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>

	<p>ア 建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。イにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該便所までの経路</p> <p>イ 建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する10の項に定める構造の浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）までの経路</p>
<p>2 敷地内の通路</p>	<p>(1) 別表第 5 の 2 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路のうち、段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)及び(2)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 道等から主要な出入口に至る通路とすること。</p> <p>イ 幅は、180センチメートル以上とすること。</p>
<p>3 駐車場</p>	<p>(1) 別表第 5 の 3 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 敷地内に車椅子使用者用駐車施設（機械式駐車場以外の駐車場に設けられるものに限る。）を1以上（当該駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。</p>
<p>4 出入口</p>	<p>(1) 別表第 5 の 4 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路を構成するものに限る。）の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>5 廊下等</p>	<p>別表第 5 の 5 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>6 階段</p>	<p>別表第 5 の 6 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>7 傾斜路</p>	<p>別表第 5 の 7 の項に規定する整備基準を準用する。</p>

<p>8 エレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 別表第 5 の 8 の項に規定する整備基準を準用する。                  (2) 直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを 1 以上設け、次に定める構造とすること。                  ア 別表第 5 の 8 の項(1)(ウ及びクを除く。)に定める構造とすること。                  イ 籠は、幅 140 センチメートル以上、奥行き 135 センチメートル以上(別表第 1 1 建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあつては、幅 105 センチメートル以上、奥行き 135 センチメートル以上)とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあつては、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものに限る。</p>
<p>9 便所</p>	<p>別表第 5 の 9 の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(2)中「そのうち」とあるのは「当該便所を設ける階ごとに」と、同項(3)中「それぞれ」とあるのは「当該便所を設ける階ごとにそれぞれ」と読み替えるものとする。</p>
<p>10 浴室、シャワー室又は更衣室</p>	<p>別表第 5 の 10 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>11 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>別表第 5 の 11 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>12 客席及び舞台</p>	<p>(1) 別表第 5 の 12 の項に規定する整備基準を準用する。この場合において、同項(1)ア中「2 以上」とあるのは、「2 以上(客席の総数が 200 を超える場合は、当該席数の 100 分の 1 以上)」と読み替えるものとする。                  (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。                  ア 車椅子使用者用の客席を、可視線に配慮して設けること。                  イ 客席の総数が 200 を超える場合は、車椅子使用者用の客席を 2 か所以上に分散して設けること。</p>
<p>13 標識</p>	<p>別表第 5 の 13 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>14 案内設備</p>	<p>別表第 5 の 14 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>15 案内設備までの経路</p>	<p>別表第 5 の 15 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)</p>	<p>別表第 5 の 16 の項に規定する整備基準を準用する。</p>

17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	別表第 5 の 17 の項に規定する整備基準を準用する。
18 誘導設備等	別表第 5 の 18 の項に規定する整備基準を準用する。
19 附帯設備	別表第 5 の 19 の項に規定する整備基準を準用する。

（備考）

別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（同条第 1 号に規定する特別支援学校を除く。）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第 1 号様式中「住所」を「申請者住所」に、

「

施設の区分

」

を

「

番号	施設の区分

」

に、「しゅん工」を「工事完了」に、「又は名称及び」を「又は法人等の名称及び」に、

「

年 月 日 受付	受付番号 第 号			<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 準適合	<input type="checkbox"/> 不適合
年 月 日 起案	課長	係長	担当	受付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁						

」

を

「

受付番号 第 号		受付欄
□適合 □不適合		
受領年月日・氏名	年 月 日	

に改める。

第 3 号様式中

「

施設の区分

」

を

「

番号	施設の区分

」

に、「又は名称及び」を「又は法人等の名称及び」に、

「

年 月 日 受付	受付番号 第 号			□適合	□準適合	□不適合
年 月 日 起案	課長	係長	担当	受付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁						

」

を

「

受付番号 第 号		受付欄
□適合 □不適合		
受領年月日・氏名	年 月 日	

」

に改める。

附 則



( 施行 期 日 )

1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式及び第 3 号様式の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 1 の 2 から別表第 1 の 4 までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 新規則別表第 3 の規定は、施行日以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である道路(指定施設である道路を除く。以下同じ。)について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である道路については、なお従前の例による。

4 新規則別表第 5、別表第 9 及び別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号)第 28 条第 1 項の規定による協議(以下「協議」という。)を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

5 新規則別表第 11 の規定は、施行日以後に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第 8 条第 2 項の規定による交付の請求(以下「交付請求」という。)を行なった一般都市施設(指定施設を除く。以下同じ。)について適用し、施行日前に交付請求を行なった一般都市施設については、なお従前の例による。

6 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。